

平成25年度第3回江東区外部評価委員会（第1班）

1 日 時 平成25年7月10日（水）
午後7時00分 開会 午後9時00分 閉会

2 場 所 江東区防災センター3階 土木部会議室

3 出席者（ ）は欠席

(1) 委 員

大塚 敬	桑田 仁
吉田 正子	浦田 清美

(2) 事務局出席者

政策経営部長	寺内 博英
企画課長	長島 英明
計画推進担当課長	(奥村 健治)
財政課長	武田 正孝

(3) 施策29関係職員

都市整備部長	並木 雅登
都市整備部 住宅課長	老川 和宏
環境清掃部 環境保全課長	綾部 吉行
都市整備部 住宅課 住宅管理係長	須佐 公人
都市整備部 住宅課 住宅指導係長	藤田 和哉
環境清掃部 環境保全課 環境美化係長	米倉 信之

(4) 施策31関係職員

土木部長	作田 純一
土木部 交通対策課長	杉山 広英
土木部 管理課長	長尾 潔
土木部 道路課長	大谷 友彦
土木部 施設保全課長	山田 英典

4 傍聴者数 0名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策29「住みよい住宅・住環境の形成」ヒアリング
3. 施策31「便利で快適な道路・交通網の整備」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

- ・委員名簿
- ・関係職員名簿（施策29、31）
- ・施策評価シート（施策29、31）
- ・行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策29、31）
- ・外部評価シート（施策29、31）

午後7時00分 開会

○大塚委員 それでは定刻になりましたので、これより第3回江東区外部評価委員会の、第1班の第2回目、施策の29番と31番、まずは、29番のヒアリングを、開催させていただきます。傍聴の方はいらしていません。ですので、傍聴関連の手続き等はありません。報道機関による取材もありません。それでは、早速ですけれども、お手元の資料をご覧ください、特に確認はいたしませんので、早速ヒアリングを開始いたしますけれども、まずは、自己紹介をさせて頂きたいと思います。まず、委員の方からですね、名簿に沿って私、大塚と申します。よろしくお願いいたします。

○桑田委員 桑田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田委員 吉田正子です。よろしくお願いいたします。

○浦田委員 浦田です。よろしくどうぞ。

○班長 すいません、じゃあ、区の担当の方も、よろしくお願いいたします。

○職員 都市整備部長の並木です。よろしくお願いいたします。

住宅課長老川と申します。よろしくお願いいたします。

環境保全課長綾部と申します。よろしくお願いいたします。

住宅管理係長の須佐と申します。よろしくお願いいたします。

住宅指導係長の藤田です。よろしくお願いいたします。

環境美化係長の米倉と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 それでは、早速ですけれども、まず、職員の方から、概要のご説明をよろしくお願いいたします。

○関係職員 それでは施策29の、住みよい住宅・住環境の形成についてご説明をします。施策の説明をいたしまして、取り組み等につきましては、その中で取り入れさせていただきたいと思います。まず、施策を実現するための取り組みについてですが、一つ目は、多様なニーズに対応した住まいづくりです。高齢者、障害者、子育て世帯等、多様なニーズに対応した住宅の供給が必要と考えております。二つ目は、良質な既存住宅への支援・誘導です。区の住宅の中では、マンションが大きなウェイトを占めております。相談、啓発等、様々な事業を展開する事で、良質な住宅の形成を進めております。次の3は、良好な住環境の推進です。マンション等の新設時に、緑化や歩道状空地の確保を図ってまいります。

次に環境変化ですが、国、都では、住宅施策の基本が量から質へ、公営住宅から民間活

第3回（1班ヒアリング②）

用へと移っており、また、老朽マンションの増大に伴い、マンション管理の適正化が課題となっております。特に本区については、平成12年以降のマンション建設の急増に伴い、小学校等の公共公益施設の整備や、地域コミュニティへの影響が課題となっております。条例による建設計画の届け出や、計画協議指導で対応を図っております。これらの対応は、平成22年3月に改訂しました、住宅マスタープランにも反映されております。また、国では高齢者対策として、民間による、サービス付き賃貸住宅の整備を促進しており、本区も都と連携して、その促進を図ってまいります。次にニーズの変化ですが、高齢化に伴いバリアフリー化された高齢者向け住宅の不足など、需給の不一致が課題となっております。本区では、民間住宅のバリアフリー化について、修築資金融資によるあっせんを行っておりますが、利用実績を踏まえ、制度の再構築に向けて検討中であります。また、6の一次評価に係る、施策の現状と課題、取り組みの方向性の冒頭で記述しましたが、区内の住宅ストックの有効活用を基本に、平成23年9月に江東区居住支援協議会を設立し、高齢者への民間賃貸住宅のあっせんを実施し、入居契約の件数が増加しています。今後も見守り事業との連携強化や、住宅貸主への事業の周知、理解を進めてまいります。既存住宅の支援としましては、民間マンションの管理支援として、マンションセミナーや、分譲マンション相談会開催、管理アドバイザー派遣を行っております。また、マンション計画修繕調査支援の助成事業や、共用部分リフォーム支援、主に戸建ての住宅修築資金融資も実施しています。良好な住環境の推進では、本区の臨海部等の大規模な開発の中でマンションの増大が見込まれますが、計画的なまちづくりを進める事で、マンション建設計画と、公共公益施設の整備との整合性を進めています。また、マンション建設条例には、事前協議の中で、歩道状空地の整備、災害用格納庫の設置、環境対策緑化指導を行っており、総合的な住環境の向上につながる開発計画となるよう、関係部門と連携して指導調整を行っております。説明は以上です。

○班長 はい、ありがとうございます。それでは、早速ですけれども、質問があれば、どこからでも結構ですので、ご発言いただけますでしょうか。

○委員 とても江東区に満足しております。それで、私自身ですね、江東区に分譲マンションに、終の棲家を求めて参りまして、今現在、心豊かな老後を送っております。その中で、一つだけ、社会状況の変化とか、高齢化という中で、私自身も痛切に思う事があります。それは、年金だけじゃ暮らしていけないということなんですね。旅行したいとか、色々な事を考えると、預貯金をやはり生きていく間に、取り崩しております。武蔵野市で戸建

てで、リバースモーゲージという制度をやっていますけれども、江東区はマンションでの居住形態が非常に多い区です。難しいかもしれませんが、マンションのリバースモーゲージという一つの施策をお考えくださればと思います。老後は、必ず80まで生きちゃったらどうしようかと思う時があるんです。リバースモーゲージみたいなものがあれば、親戚とか、色々自分の身内にも迷惑をかけないで、自分の人生を、主人共々自己完結できるんじゃないかと、期待を持っています。できましたら、江東区はマンションが多いという事を根底に入れまして、リバースモーゲージというものを、一つ施策の中にお考え頂いていけるようならば、喜びたいと思うんですが、いかがですか。

○関係職員　ご案内のように、江東区なんですけども、集合住宅の居住が85%、その中には公的な住宅もございますし、今お住まいのような民間のマンションも当然含まれております。その中で、今リバースモーゲージという事で、ご提案をいただいた所ではあるんですけども、資産の活用という意味では、区分所有という事でなかなか権利関係が難しいという事で、色々課題はあろうかとは思いますが、今、武蔵野市の例をご提示いただきましたので、例えば、どういう仕組みであって、効果や課題等もあると思われまので、そういったものを研究させていただいて、そういった区分所有の場合、どういう事ができるのかについて、不勉強な所もあるんですけども、検討させて頂きたいと考えています。あと、全体的な住宅のマスタープランが、今年4年目という事で、また今度、来年度ですね、ちょうど中間の期になりますので、一定の評価、あるいは、見直し等も考えておりますので、そういった中で幅広く、施策のあり方含めて、検討していきたいと考えてございます。

○委員　要するに、違うやり方もあるんじゃないかという視点を、いつも持っていただきたいという意味で、ご提案させていただきました。よろしく申し上げます。

○委員　事前の相談で、それ自体、あまり関係ないので、っていうのはあったんですけども、さりながら、他の施策で受け皿になる施策がないので、発言させていただくとすると、こちらでという事になるかなという事で、住宅ストックの有効活用みたいところでですね、良質な状態に維持するとかっていう所に、公共として関与するという手段の一つとしては、ありうるかなという所もあったんで、一応そういう事で意見させていただきました。

○関係職員　住み続けられるという事では、それは確かにいいんでしょうけど、ケアとか、そういった福祉と一緒に考えていけませんね。

○班長　分野横断的な施策というか、事業になることは間違いないですね。他にあります

か。

○委員 二点伺いたいんですけども、一つは、辰巳団地の建替え要件の件、3分の2以上の建替え要件がなかなか進んでなくて、今の所、進展の目途が立たないみたいな事を耳にしたんです。状況を教えてください。それともう一点は、区営住宅の改修事業も進められているみたいですけども、これの予算が、前年度比約305%のアップ。これのどこをアップしたのか説明してください。

○関係職員 2点の質問で、1点目は都営の辰巳団地でよろしいでしょうか。辰巳住宅につきましては、区内でも有数の大規模な都営団地なんですけども、このほど、色々な東京都の計画が整いまして、今年度末に、第1期工事として、一部解体に着手、全体工事の、初期で第1期に着手するというような報告を受けております。全体で3,000戸以上ある大きな住宅ですので、14年間かけて、平成39年度までに段階的にお住まいの方の協力と説明を、あと、周辺の方にもご説明をさせていただきながら、長期的に事業に着手していくというような報告が、先日東京都からございまして、今そのような形で動いているという事でございます。

○委員 了解を得たという事ですね。

○関係職員 当然まず、お住まいの方ですね、自治会等もございまして、皆さんにお話をしてですね、色々な引っ越しも伴いますし、色々な住み替えの要件もございまして、一定のお話を進めながら、これからも取り組んでいくというふうに、東京都の方から、話を伺ってございます。

○班長 委員のおっしゃっているのは、都営の事で良かったですか。

○委員 辰巳一丁目団地のことです。良く耳にするのは、私からしたら考えられないような、建替えと同時に、新しくなったら家賃が上がる、どという話を耳にするもので、都営というとらえ方じゃなくて、区も関係する事じゃないかと思って質問しました。もう1点は具体的に区営住宅ですね。

○関係職員 区営住宅につきましては、予算上ですね確かに、24年度に比べて25年度予算が4倍という事で増えてございますが、こちらにつきましては、区営住宅が今区内にですね、18棟ありまして、東京都の方から移管を受けたもので、約500戸になります。一定程度、経過年数経っておりますので、長寿命化計画というものを作りまして、その中で定期的な、大規模な修繕というものを、計画書を出してやっております。この中で、24年度は該当団地が少なかったんですが、25年度は、該当団地も多い事と、外壁の塗装、改修とか

調査、あとは、設備改善等も伴いまして、予算として、7,600万規模の予算で行う予定になっております。

○委員 これは計画的にやられてるわけですね。年次計画に基づくという事なので、ざっくりとした見通しで結構なんですけど、来年度以降、7,600万位の規模がむしろ、標準的な年次の規模だという整理でいいんでしょうか。

○関係職員 年によって、アップダウンあるんですけども、江東区の長期計画主要事業にもなっておりますので、平均的には数千万の規模です。計画的に改修は行っていく予定です。

○委員 区営住宅の話題になったので、ちょっと私の方から一つ教えて頂きたいんですけども、ひょっとしたら、聞き漏らしてしまったのかもしれないんですけど、資料の左側のその、環境変化の所の5年前から現在までの所の一番下を書いてある、今年の4月に改正施行した条例のポイントというか、改正のポイントっていうのは何だったのか、という事をおしえて頂きたい。

○関係職員 それにつきましては、地域主権改革一括法の施行に伴いまして、江東区も公営住宅を運営しておりますので、そちらの要件について、改定するという事です。ただ、法律の趣旨としては、地域事情もかなり全国異なっていることから、例えば、地域事情に合わせた収入の要件とか、整備の条件とかを定められる事になっているんですけど、現状まだ、江東区については、東京都から移管された住宅を運営している事と、東京都についても、国のルールをそのまま継承していることから、当面はまだ新しい、入居の基準とかそういったものについて、特に、地域事情に即した変更はしていません。ですから、お住まいの方にもお知らせはしてございますが、特に大きな条件の変更等はございません。今後また状況を見て、独自のルールの必要性については検討してまいりたいと思います。

○委員 わかりました。そのことが、確認できれば。分権改革に対して法整備をただけで、条件は変えてないという事ですな。

○委員 よろしいでしょうか。先程ちょっと、打合せで、色々伺いたいと思ったもので、4の施策実現に関する指標で、この指標で我々判断していく事になるかと思うんですけども、区民の意識調査の値が引っ張られているのが2指標と、逆に、定量的な指標としては、104番の話題があるかと思うんですけども、ずっと調査をされていなくて、60%という目標に対してどう近づいているのかが、わからないので、非常に評価の仕方に困るんですけどこの辺はいかがですか。

第3回（1班ヒアリング②）

○関係職員　こちらについては、最初の現状値と書いてありますが、20年度のデータでありまして、これはちょうど住宅マスタープランをですね、全面改定をする前の年に、江東区内のマンション、分譲賃貸、一斉に調査をかけまして、その中で回答をいただいたデータになります。この調査を毎年行う事はなかなか困難な事でございます、今回は、26年度目標60%となりますが、来年度、これから検討させていただきたいんですけど、中間評価という事で、この事業についても、指標も含めまして、マンションの管理状況については、また改めて調査をしてですね、中間の進捗状況を確認したいと考えております。

○委員　平成26年度に調査予定ということですか。

○関係職員　まだ、色々検討になるんですけども、そういった事が中間地点では必要かなと考えております。

○委員　そうすると、27年度に実施される評価される時に、初めてデータがある状態になるというか、要は、多分、次の長期計画の現状値っていう位のタイミングで出て来る感じですかね。

○関係職員　そうですね、あとは調査の時期と、住マスへの反映の仕方もあるんですけど、26年度という事でお示しできれば、5年目の中間評価という事にはなるんですが、その辺りも今後見直しの仕方も含めて、検討している所でございます。

○委員　みんなでまちをきれいにする運動事業のごみのポイ捨ての問題についてお聞きしたいんですけど、ボランティアの方が一生懸命活動されているわりには、第一点は予算が20%ダウンしているんですよ。これは多分、運営委員が減ったのかなと思っておりますがその説明。それともう一点は、私も駅の前で江東区は条例で決められているので、ポイ捨てをやめなさいよと注意しますと、返ってくる言葉はお前何様だとかね言われます。私は江東区の美化委員ですと言いますと、証明見せろというふうな返しが来るので、提案として、美化運動のボランティア身分証明書みたいなものを提供できないかと思えます。そうする事によって、一般的には、出しゃばる行為みたいなとらえ方をされるんですけどね、それに対する証明の効果というのは多大なものがあるというふうに思うんですけども。

○関係職員　まず一点目の予算の減額、20%の減額の部分でありますけども、これは、歩行喫煙パトロールというのを行ってます。警備会社の方に委託をして、現在2人1組で10班体制で、歩行喫煙を禁止している区域を中心に、朝晩パトロールしてもらってるんですね。その方たちに、歩行喫煙をしているような状況を発見すれば、一応お声掛けをしていただいて、条例上禁止区域なんですと、というような事をやっていただいております。こ

れがですね、昨年度までは、国の施策で緊急雇用制度っていうのがありまして、失業者の方たちの雇用が増えるような事業をやって下さいという国の事業がありまして、この部分で、増やしたんですね。失業者の方を警備会社の方で雇っていただいて、パトロールに参加していただいてやっていただきました。その緊急雇用制度そのものが終了いたしまして、通常の形に予算上戻ったという形になります。具体的にはですね、緊急雇用制度を活用していた段階では、1日8時間のパトロールをお願いしていたんですけども、それを現在は6時間、朝3時間、夕方3時間っていう形で活動していただいているという状況の部分、この部分が約20%の減額という事の部分になります。それから二点目の身分証明書の話でありますけれども、おっしゃる通り非常に難しいです。ボランティアの方は、皆さん志が高い方ばかりですから、一生懸命活動していただいています。注意等も積極的にやっていただくんですけども、いかんせん、おっしゃっていただいた通りですね、何を言っても聞いてくれない方が沢山いらっしゃいます。こう言えばああ言う、そういう中でですね、推進委員の方たちが、非常に困ってらっしゃるというお話を我々も耳にしています。身分証明書っていうのは、今は出してないよね。

○関係職員 ああ、こういうふうなバッチがあります。

○委員 今言われた、前半の部分の方たちは、多分そういう民間企業からだ、それなりの証明がある程度出ていると思うんです。持っていると思うんです。しかし、今言われた推進委員については、ちょっと、一言二言注意すると、何様だと態度を変えて来るので、私はこういうものですけど、というような形の物が、発行できれば決してマイナスにはならないと思うんですけど、証明ってなってくると、なかなか難しい部分もあると思いますが、前向きにご検討していただきたいと思います。

○関係職員 条例推進委員の方々と、意見交換する場もありますんで、ちょっと、今活動されている方々のご苦勞等ともお聞かせいただきながら、そういった方法が、一つの方法として有効であるかどうか検討したいと思います。

○委員 推進委員の方には、何がしか、そういう目印になるようなカードみたいなものとか、身分証明書としての証明、公式な証明力は無いにしても、そういう表示するような類の物は発行されてるんですよね。

○関係職員 こういったバッチと、名刺の方をお渡ししておりますので。

○委員 それで、それを示せば一応ふつうは信用してもらえる。

○委員 それは、活動する時なんですよ。例えば、駅の前で、今江東区は条例でポイ捨て

について、皆で連呼して、声を大にして叫んでるんですけど、その時は、プラカードもあるし、逆にユニフォームもいただいてという形なんですけど、その時間は約1時間だけなんです。

○委員 要するに、推進委員という制度を理解できてないのかもしれないですけども、それ以外の時に、その委嘱された人は、自分が見廻りが出来る時に、任意にそういう活動をして、その時にこのカードっていうのを提示をして、私は区から委嘱されていますから、みたいな事は言うてはいけないということですか。

○関係職員 いけないっていう事まで言うてませんけども、先程からお話で出てるように、中には非常に暴力的な方もいらっしゃるんですよ。色々注意をすると、トラブルにつながる可能性がありますので、その点については、推進委員の皆さんには、ご注意を差し上げてはいるんですね。

○委員 委員のご質問もわかりましたし、区のご事情もわかりました。

○委員 そうすると、その名札を付けていると、トラブルの時の回避にはならないですか。

○関係職員 区の行事として25回位活動しているんですね。大きな啓発活動を年5回やって、少しこじんまりしたものを20回位やっています。毎回ではありませんけども、区の職員も一緒になって、駅前で活動を、公式な活動25回についてはやってるんですけども、そんな中でも、目の前をやっぱり、タバコを吸いながら歩いた方には、そちらの方申し訳ないですが、こういう規定で歩きタバコは控えてくださいって声を掛けるとですね、そこで大きな公式の場でも、我々職員がいる中でもですね、大きなトラブルにつながる時もあるんですね。

○委員 感情レベルだって事ですよ、相手がね。

○関係職員 それが、単なる怒鳴り合いで済めばいいんですけど、暴力沙汰になったり、ケガをされたりっていう事にも繋がるので、一人で活動されるのは、区の立場としては、危ないから控えて頂いたほうがいいんじゃないか、という気持ちもある訳です。

○委員 私はね、これ次の時に言おうと思ってたんですけど、放置自転車の見廻りの方がそうなんですよやっぱり。一方で、車の駐車違反、あれについては警察の方で、証明書を与えて、ある程度の権限を与えてるんですよ。何らかの解決策は必要だと思うんですよ。だから、そういうものを常に下げるんじゃなくて、ちょっとした証明書みたいな物を、その時はあえて、私はこういう者ですよと、というような物が出せるようにした方がいいと思います。

- 委員 携帯してるって事ですか。
- 委員 最悪の場合になった時は、私はこういうものですよと、言ってお出さうなものですよね。基本的には、私もどちらかといったら、その活動を外れたら、よっぽどのことがない限り注意しないんですよ。結構多いですよ、バス停で吸ったりだとか、あえてここでは言いたくないんですけど、江東区の人にはマナーが悪いなど、本当思ってる位です。
- 関係職員 一人でも多くですね、そういう推進委員に手を挙げてくれるような、志の高い方が一人でも多くなるようにって思いで、我々もやっているつもりです。やっぱり、いかんせんそういう状態では、相手方に理解していただくっていうのはなかなか難しい。そういう権力的な物でやるっていうのは、一つの方法なのかもしれませんが、やるのも一つの方法かもしれませんが、歩きタバコ等については、どちらかという意識の問題、マナーの問題だと思ってます。嗜好品をどういうふう楽しんでいただくかっていう部分が絡んできますんで、推進委員の方たちには、地道な努力を重ねていくのが基本だと、私思っていますよと、お話をさせていただいています。なかなか一気に解決はしないかもしれないですけど、皆さんそういう方々が街頭に立っていただいて、あるいはご近所等とお話する時に、そういうようなご意見を言っていただいとってというのが、少しずつ、少しずつ輪が広がっていくっていうのが、遠い道のりかもしれませんが、もっとも近いのかなっていう気がしながら、私、ちょっとお話をさせていただいているんですね。先程の、自動車の取り締まりの例でも挙げられましたけど、あの人はやっぱり、それなりのプロが多分携わられていると思うんですよ。条例推進委員の皆様は、本当に志だけでやっていたら方たちなんで、その志は、我々はすごく大切にしたいと思ってますし、間違ってもケガ等につながる事だけは、避けて頂きたいなど、思っています。
- 委員 わかりました。これちょっとこの辺りにして頂いて、改善の方向、可能性があるのであれば、引き続きご検討はお願いするという事で。ちょっとですね、私の方から、先程の委員のご発言に関連して、ちょっとお願いがあるんですけども、ちょっと時間切れになりそうなので今のうち申し上げておきます。2年前にも評価をさせて頂いてはいますけども、その際も、委員の先程のご発言と同じような趣旨の事が、最終的な評価委員会としての、意見の欄にも書かれていて、そういう意味では、やはりちょっとそこの部分を、今回は一歩踏み込んだ形でお願いしたい部分がございます、多分行われている事業の中で、数値として拾えそうなのは、かなりあるなという気がしてはいます、趣旨に沿った実績が上がってるっていう事を判断する材料として、取り組まれている事業が何件、民の側に利

用されたかという数字は、業務の成果として拾えるんじゃないかな、というふうに思う訳です。端的に言うと、①のサブ施策は事実上公営住宅の方で、区が頑張るといふ物が主体ですので、今申し上げたことに該当するのは、②のサブ施策の方ですね。こちらの方で民のマンションのリフォームを支援するとか、その為の、その周辺の調査を支援するとか、あるいはそのマンションの管理を支援するためにアドバイザー派遣したりするだとか、これ実際何件派遣したんでしょうかとか、あるいはその補助の申請は何件あったんでしょうかとか、申請というか、利用されたのは何件だったんでしょうかっていうあたりの情報を、後日で結構ですけれども、評価シート提出の期限の前までに頂きたい。出来ればなんですけれども、24年度比という予算があがっているという事は、少なくとも2年間の経年は出せるんじゃないかと。もっと前からやられているものであれば、それが、より活発に利用されるようになってきているとか、あるいは、もうだいたい使う対象となるような主体は、使い切って一段落しつつあるとか、そういう推移を知りたいので、ご負担にならない範囲で、5年前だったら5年で、経年の分かる形で、教えて頂けるものがあれば、教えて頂きたいなと思います。

○関係職員　今の点に関して、長期計画のシートの方の指標は、この4つの項目なんですけれども、住宅マスタープランの方では、色んな業務データを反映したものも入ってございますんで、その中でマンションに対する計画修繕の数値であるとかを整理させていただいて提出させていただきたいと思います。

○委員　それはぜひ、お願いします。

○委員　よろしいでしょうか。基本的に今、マンション等の施策のご説明だったんですけども、戸建て住宅とか、少ないとはいえ区内にある、そういった所の状況のご説明を、ちょっといただきたいなと思っているんですけども、そこら辺についてはいかがでしょうか。例えば、木造密集市街地の指定とかあるじゃないですか。そういう所の改善ですとか、そういった点について何かあれば教えて頂きたいなと。

○関係職員　木密についてはですね、15日に予定している、外部評価委員会の中で、担当箇所がありますので、そこでご説明しようかと思っております。

○関係職員　あと、戸建て住宅の、主に新しく作る場合の支援っていう事では、長寿命という事で、長期優良住宅で一定の性能を満たしたものについて、行政庁が認定するという制度でございますんで、こちらに一定権限が区の方にもございますので、こういう形で、届け出制度ですが、こういった良質住宅を、認定しているという状況があります。

- 委員　　今のお話では、区の認定制度自体も動いていると。
- 関係職員　　いえ、国の制度ではあるんですけども、以前は東京都の方でやっておりましたが、今は区の方で、認定という形で行っておりますので、マンションとかもあるんですけども、今届け出があるのは戸建ての住宅がメインでございます。そういった物の、例えば全体的な建築確認に対しては、そんなに数は多く無いんですけども、比率は上がっているかと思うんですけども、確認していきながら取り組んでいきたいと思います。
- 委員　　助成金制度があるっていう事ですか。
- 関係職員　　戸建てにつきましてはですね、修繕とかのあっせん、融資あっせんをしますんで、そういった制度がございます。あと、耐震ですね。耐震診断とか調査をして、一定の条件を満たしたものについては、その部門が庁内にあるんですけども、こちらのほうで耐震の助成をしております。木造とか共同住宅を含めて一定の条件を満たせばですが。
- 関係職員　　そこは耐震、防災の関係になっておりますんで、施策32で行います。
- 委員　　書き方によるのかもしれないんですけども、まさに今言ったようなこの施策については例えば、防災の方で扱っているとお話が今あったと思うんですけども、逆にこれだけ見ると、安心の記述がないなと思うんですけども、そこらへんも多少重なってもいいと思うんですけども、ぜひこちらでも入れておいていただけると、非常にこちらとしても理解できるし、議論しやすいというのもあるんで、こうきっちり分けられているのは分かるんですけども、一方で、関連する所に関しては、こちらでも入れてもらうような、そういうところでシートを作っていただけると、こちらもありがたいと思います。
- 関係職員　　東京都の住宅マスタープランなんかだと、木密対策なんか一つになっているんですよ。次回この項で、住宅マスタープランする時は、災害対策だとか安全だとかっていうのが、非常に大きなテーマになってくるだろうと思っております。
- 委員　　耐震対策とかいう、安全っていうのもあるけど、やっぱりそれは、その住みよい住宅住環境につながる事だと思うので、そこで、防災は防災っていう事になるのではなくて、関連してこういう所でも議論いただけるようにしてほしいですね。
- 建築協定とか、景観協定とか、そういった形での、住民の方が主体的に、住みよい住環境の形成に取り組む、といった事に対して今どういう状況なのかとか、支援に関してどうかあれば教えて頂きたいと思うんですが。
- 関係職員　　地区計画制度を適用しているところはありますけども、建築協定は今のところ、江東区ではないんですね。町並みの保全であるとか、戸建てが少ない地域特性という

第3回（1班ヒアリング②）

こともあって、ないです。あとは景観の方については、区が景観形成団体ということもありまして、景観条例に基づきまして、景観行政をやっております。あと重点地区という事で、今3地区ですね、新たに2地区を加えまして、景観届出と色々な専門委員会等を作っていますね、よりよい景観まちづくりを進めています。景観協定という事はまだないです。これからの重点地区の取り組みの一つとは考えられますけれども、これからです。

- 委員 地区計画は、既成市街地で、所有者の方が話し合って設定された地区計画ですか。
- 関係職員 主には、南部地域等の開発のコントロールというような形の地区計画が多いんですけども、あとは再開発地区になるんですけども、ただそれ以外に提案制度等もあるんですけども、既存の市街地で緩和とかいう事ではなくてですね、よりよい環境づくりという事で、壁面制限とか、そういう地区がいくつかありますけれども、開発型の地区計画が多いという状況です。
- 委員 まあそうですね。開発型しかないような地域もありますよね。
- 委員 よろしいですか。こちらの空き地の適正管理事業って書いてありますけれども、空き地ってそんなにあるんですか。
- 関係職員 そんなにっていうか、どういうふうに表現したらよろしいのか難しいですけども、点在しているんですね。私共に来る相談としたら、その管理者の方が手を入れないものですから、夏場なんか草が生えてましてですね、その辺で虫がわいたりとか、そういうようなご相談が多いですね。
- 委員 空き地というからには、空き地の広さって、最大でどれ位の物を意味するんですかね。私って空き地っていうイメージが、その辺にぽこってあるのはわかるんですけども、これ予算額16万2千円ってことですか、雑草除去ですか。
- 関係職員 そういう事です。
- 委員 空き地っていうイメージがなかったもので、ありがとうございます。
- 委員 今気付いてなかったんですけども、関連して、オールジャパン的には、不在地主の問題とか、放置された空家問題とかっていうのが、地方では今ものすごい問題なんですけども、江東区はまだそういう事は心配しなくてもいい状況ですか。
- 関係職員 足立区なんかでは、放置されている空家に関しては、勧告するような条例を作っていますけれども、一応そこまでは行ってないですね。
- 委員 空家って、そういう放置された住宅というのは危険ですよ。
- 委員 地方都市でさらに、その持ち主がわからない、っていうのも問題らしいですね。

誰に言っていていいかわからない。

○関係職員 江東区でも、監察、建築監察っていう扱いでもっていけることもあるんですけども、まず、所有者がどこにいるか分かるか、っていうのが1番大きなポイントにはなってきますけれども。

○委員 このシートの右側の、アンダーラインを引いていただいた、現状と課題の所で、下線を引いていただいている所の、民間賃貸住宅貸主の不安を軽減するためって、孤独死とかの問題の話ですよ。既成市街地の辺りでは、木造賃貸住宅でこういう事が心配されるイメージはわかりますが、南部地域のマンションで、こういうイメージがあんまりないんですけども、そういう地域が江東区にもあるという事ですか。

○関係職員 これに関連しましては、前提で、江東区居住支援協議会というものをですね、23年に立ち上げてまして、高齢者等の住宅の確保の困難な方に、主に民間の住宅の入居・供給支援をして、主に取り組んでいる所でございます。一つ、今高齢者の方に、窓口の方で住宅あっせんという事業をやってございまして、去年6月から始めたんですけど、かなり相談の件数とか成約も増えてるんですけども、成約に至らない事も多い事から、貸主、不動産事業者の方にアンケートしまして、やはり貸主さんの方が、そういった高齢者の事情に対して色々不安があるという事です。例えば、健康とかですね、緊急時の対応について不安があるとか、あとはそういった後の保険保障制度であったりとか、そういった点では、一定の調査結果があがりました。今福祉部門でもやっています、電話だったり、訪問をしての安否確認とか、見守り事業とかもやってございまして、そういった物の利用を連携して周知をしています。あとは、大家さんに住宅あっせんをやっている事と、そういった事業は、福祉的な事業もありますよという事を、今、パンフレットを作ったりですかね、不動産の団体にも色々お話をして、周知をもう少し進めていきたいなという事で、要は、貸主さんに、理解と協力を得るための、第一歩を踏み出したところでございます。

○委員 昔の下町の不動産屋さんが今少ないんですよ。ビジネス的で割り切ってしまう。この点についてね、口を挟む余地ないと思うんですけども、やっぱり私の頭の中には下町の不動産屋さんというふうな、こういう人達は親身になって、高齢者というのを受け入れてくれると思っています。今は、ビジネスライクで割り切るような感じを私は抱くんですよね。逆に言うと、直接大家さんと、直接交渉するのは難しいでしょうけども、下町の不動産屋さんの中に入って、直接大家さんという形の連携を取れば、高齢者も安心できると思います。

○関係職員　今定期的に、宅建さんとか、不動産協会の方に区役所の方に来ていただいて、臨時の窓口で相談をやっているんですけども、当然、普段はお店で、そういうような不動産の物件を仲介している方が、直接来て頂いて、高齢者の入居しやすい物件等を提供しているんですけども、なかなかやはり、最終的に貸主さんが民間の契約になりますので、貸主さんの判断という所もかなり大きいので、また、両団体と話を進めましてですね、そういった理解のある、協力のある貸主さんをもう少し探すっていう事であるべく高齢者の方の入居が進むようにですね、取り組んでいきたいかなと思っております。

○委員　東京都の2020年の東京へのアクションプログラム2013年っていう本が私の手元にありますけれども、こちらの方ではですね、高齢者が多様なニーズに対応した社会システムを構築するというページがございまして、133ページにあるんですけど、見守りネットワークの構築という形で、東京都は3ヵ年事業の展開の中に入れてるんですね。その中に緊急通報システムの活用とか、シルバー交番とか、そういった形の物を作ったらどうか、みたいなことを書いているんですけど、そういった連携組織的な物を一つ構築するというお考えはどうでしょうか。

○関係職員　今の、こういった見守り事業については、区がやってる事業もありますんで、区の福祉部門と連携して取り組んでいくと、それも一層連携を深めていかなきゃいけないという事と、今お話しあったような、東京都の広域的な行政の中でやっている、モデル事業的な物もあると思いますが、そういった物の利用の可能性も、福祉部門を通じまして、また、居住支援協議会立ち上げてございますので、そういった中で、活用について、今後検討していきたいと思っております。

○委員　やはり都のというものは、私たちの中で、大きく活用できる母体だと思いますので、どんどん活用する方向でお願いしたいと思っております。

○委員　これ、見守り事業ここで載ってないのは、福祉の方でやってるからという事ですね。

○関係職員　関連事業という事でお話させていただきました。

○班長　じゃあ、ちょっと時間が無くなってしまいましたので、特になければこれでよろしいですか。一応振り返りさせていただきます。結構いっぱい出ましたんで、まず、リバースモーゲージの話がございまして、江東区としても集合住宅として可能かどうか、まずは研究してみたいというようなお話をいただきました。それから、都営辰巳団地の状況をとという事で、状況は教えて頂きました。合意自体は取れていて、住んでいる人個々の退去を

第3回（1班ヒアリング②）

進めているという段階ですね。それから、区営住宅の改修事業費が305%の増になっているのは、どういう状況なのかという事の確認がありまして、年次計画の中で、そういう数字になっているという事で、言ってみればそういう事でしかないわけで、そういう計画だという事ですね。それから江東区の区営住宅条例で、もし、入居条件等を独自に提供しているのであればという事で質問させていただいたんですけども、結論としては、まずは国のルールを踏襲して、区の条例に置き換えたという段階で、独自に設定するのはこれからだという事でした。それから、104番の指標値が、いつ次の実績値が出るかというご質問がございまして、多分調査するのが26年とご回答いただきました。それから、みんなでもちをきれいにする運動事業の予算が減ってるのはなぜですか、というご質問がありまして、特段これは、役割を終えたとかそういう事ではなくて、国の緊急雇用制度が終了したことに伴って減額したというご回答をいただきました。快適で安心な住まいづくりというのが、目標に掲げられている中で、安心に係る部分が明確に読み取れるものはない、というご指摘がありまして、それは、直接的に安心をターゲットにする施策は他に防災とかであるんですが、他の施策と重複するような形でも、記述できるものは記述してくださいという形で、お願いをさせていただいております。それから、建築協定、景観協定について、単純に現状、制定をされているものがあるかどうかという確認をさせて頂いて、ないというご回答でした。高齢者の住宅困窮者に対する支援という事で、いわゆる、まちの不動産屋さんというような、地場の不動産業者さんの活用というか、そういう事が必要なんではないかというご指摘がありました。それから最後に、都でも、区でもやってるんですけども、都で行っている見守り事業があるので、そういう取り組みと連携を取って、効果を最大化できるような取組をしてみてもというご指摘がありました。漏れは大丈夫ですか。では、今日伺ったお話を参考にして、委員のみなさんは評価シートのご提出をお願いいたします。その前提として、先程お願いをした、事業のアウトプット指標というか、実績データというのを可能な範囲で結構ですので、期間も無いですから、あるものをまとめて、出せるものだけで結構ですので、ご提供をいただければと思います。それでは、施策29のヒアリングは以上です。ありがとうございました。

（休憩）

○大塚委員 じゃあ、始めます。第3回の江東区外部評価委員会、第1班のヒアリングの2回目、施策31番のヒアリングを開催させていただきます。本日傍聴の方はいらっしゃいません、また、報道機関の取材もございません。では、自己紹介をさせていただいて、早速

ヒアリングに入らせて頂きます。まず、委員の紹介からですが、大塚でございます。よろしくお願いたします。

○桑田委員 桑田です。どうぞよろしくお願いたします。

○吉田委員 吉田正子です。どうぞよろしくお願いたします。

○浦田委員 浦田と申します。よろしくどうぞ。

○班長 職員のみなさん、お願いたします。

○職員 土木部長の作田と申します。よろしくお願いたします。

施設保全課長山田です。よろしくお願いたします。

道路課長の太谷です。よろしくお願いたします。

交通対策課長の杉山です。よろしくお願いたします。

管理課長の長尾です。よろしくお願いたします。

○班長 それでは早速、施策のご説明の方をお願いたします。

○関係職員 では、お手元に資料としてあるのは、A3の資料が2枚だと思います。では施策3-1、便利で快適な道路・交通網の整備の施策のご説明をいたします。資料の1枚目の左上ですね、施策が目指す江東区の姿という事で、その取り組みとして、3点挙げてございます。1点が、安全で環境に配慮した道路の整備、2点目が、通行の安全性と快適性の確保、3点目といたしまして、公共交通網の充実という事で、それぞれこの表に記載ございますけれども、ざっと、説明をさせていただきます。

まず1点目の、安全で環境に配慮した道路の整備という事ですが、江東区の道路というのは都道、国道などの幹線道路網が比較的充実しております、自動車での利便等につきましては、他区に比べても高いと考えてございます。A3の資料の1枚目の右の上の方、施策実現に関する指標1-1-1というのを見て頂きますと、都市計画道路の整備率というのが、87.3%という事になってございます。これは、数字的には伸びていないんですけども、東京23区の区部の、都市計画道路の整備率というのが23区平均で、62.4です。ですから、25ポイントも高いという事は、一つ冒頭申したように、比較的充実しているという事の証明だと思っております。本区で今、越中島と豊洲を結びます、これを200号と申しますが、豊洲橋というのが、これができあがりまして。あともう一つ、補助1-1-5号線と申しまして、大島2丁目の、今5mしかない片側南行きの一方通行なんですけども、そこも20mまで拡大しようという事業を今やっております。歩行者、自転車交通についてみますと、歩道の整備率につきましても23区中2位と、高い事は高

第3回（1班ヒアリング②）

いんですけれども、狭い歩道が多くて、交通量が多いにもかかわらず、ガードレール等で歩車分離をしていると、要は、歩道が付いていない部分が一部あるというのが現状でございます。区としては、都市計画事業ですとか、まちづくりの進展の中で歩道幅員の確保に努めていきたいと考えております。また、歩道空間の快適性という、2点目にも関わるんですけれども、この間の金曜日ですか、みどりの充実でもご説明申し上げましたけれども、街路樹充実による道路緑化ですとか、歩道の舗装表面の温度を下げる、遮熱性舗装の施工を進めております。また、震災対策やバリアフリーの効果もございまして道路の無電柱化についても、計画的に進めている所でございます。一昨年の23年度の外部評価の中では、この無電柱化につきましては、投資と効果のバランスから、どの点の水準を目標として整備するのか、明確にしておくことが必要ですよ、というご指摘を賜りまして、これにつきましては、後ほどの、今どんなふうに取り組んでいるかという所ですけれども、緊急道路の障害物を除去する路線というものが、区内に46km程あるんですけれども、それを中心に進めていくというのが現在の方針でございます。また、区道全体で言いますと、区内には約310kmの延長があります。管理している橋も83橋を数えているところで、この膨大なインフラの効率的な運用は、重要な課題でございまして、コストの縮減は、普段の努力を重ねていかなければならない、というふうに認識しています。特に橋につきましては、ライフサイクルコストの低減を目指した、橋梁長寿命化計画という物を、21年度に策定をいたしまして、それに基づいて効率的な改修維持管理に努めている所でございます。大きな2点目の、通行の安全性と快適性の確保の側面でございますけれども、特に自転車交通につきましては、自転車走行の安全を図るために、自転車通行帯の整備というものが一番重要なのかなと思っておりますが、既成市街地においては若干幅員が狭くてですね、荷卸しの車ですとか、駐車車両も少なからずあることから、設置が難しく、比較的幅員が広い臨海部について、実験的に整備をしようと考えてございます。あと、駅周辺の放置自転車ですけれども、平成12年当時は13,000台もありましたけれども、その後、自転車駐車場の整備だとか、撤去の強化もやりまして昨年度は2,000台を切る状況でございます。更には、自転車保管場所を5カ所あったものを、2カ所に集約するとか、手数料を値上げしたりとか、更には、人口急増しております豊洲には自転車の増大も懸念されますので、近々自転車駐車場を整備するなど、積極的に取り組んでございます。交通事故件数につきましては、11年連続で減少している一方です、最近では、自転車のルールとかマナー違反等問題を重ねておりますので、東京都の条例が、この7月に施

行された事もてこにしながら、警察や地域と連携しながら交通マナー向上、交通事故減少を目指していきたいと思っております。最後に3点目です。公共交通網の充実についてですけれども、8号線の早期実現に向けて、関係機関と検討を進めている所でございます。区内の状況だけを考えれば、本区の南北都市軸の強化に資するものでございますけれども、広く、東西線の混雑緩和という大きな効果もございます。最後になりますけれども、バス交通、東京都内バス路線でございますけれども、基本的に、東京都交通局が走らせているものでありますので、その充実に関しましては、都の役割という事で考えておりますので、地域住民の陳情等に基づきまして、交通局に対しまして路線の新設増便、さらには、バス停の屋根ですとか、椅子ですとか、そういった物の増設を、強く働きかけている所でございます。以上でございます。

- 班長 ありがとうございます。それでは早速ですけども、どこからでも結構ですので、確認したいところがあればご発言下さい。
- 委員 東日本大震災による新木場地区の液状化ですね、これの復興状況をおしえてください。予算についても若干ダウンしているみたいなんですけど、その後の進行状況をおしえて頂きたいと思います。
- 関係職員 新木場地区につきましての、液状化対策についてなんですけれども、24年度、25年度2カ年をかけて震災復旧を行っております。というのは、あまりにも被害が甚大で面積が大きいこと、影響は約4kmにわたっています。これを1年間、あるいは半年で直すという事は至難の業でして、2カ年でも、ぎりぎり間に合うかなって言う所なんですけど、国の国庫補助、これにつきましては、3カ年という制約がございます。3.11が23年ですから、これを1カ年と考えると、24、25で終わらせるというのが約束事になっております。今の進捗状況なんですけども、約半分が終わっております。被害を受けたのは新木場地区がほとんどなんですけども、辰巳地区でも一部、水泳場の付近ですね、あそこは単年度の復旧で、範囲的には収まっているという数量だったもんですから、24年度であそこは終わっています。新木場も1路線ですけども、単年度で終わっている路線が一つあります。ですから、全部で5本工事を出したんですけど、そのうち2本が24年度中に終わっています。残りの3本がまだ、債務負担工事として、2カ年の工事ですので約50%強ですね、現段階では進捗状況です。というのは、あれは、予算から割り出しているパーセンテージなので、今、初年度でやったのはほとんどが街築工なんです。街築工というのは何かといいますと、歩道と車道にあるガイドブロックという物を最初にやらな

いと、歩道も直せない、車道も直せないという事になりますので、まず、ガイドブロックを直す、あるいは、中央分離帯を直すという工事が先行します。そして、ある程度高さを決めてから、歩道の舗装をやる、車道の舗装をやるという形になりますので、ガイドブロックっていうのは、あんまり工事費の中で占めるシェアが少ないんですね。ですからパーセンテージが上らない。でも、今の段階では、車道舗装をどんどんやっていますんで、このパーセンテージをうなぎ上りで上っていく。要するに、パーセンテージで言いますと、どんどん上がっていきます。ですから、もう7月の半ば頃には、半ばになろうかとしてますけども、十分間に合うというふうに考えております。

○班長 はい、ありがとうございます。他に何かありますか。

○委員 よろしいですか、私、あくまでも区民目線という事で、また、自分で気づいた事をお話させていただきます。茂森橋っていう橋があるんです。木場公園の近くね。そこで私、2006年の時になぜこんな写真を撮ってるかっていうと、私、江東区の河川連絡協議会の委員やってたんです。それで、橋とか川という物の事を討議する場だったもので、ここ江東区とか、江戸城へ向かって、橋と川を歩きまわったんですけど、この茂森橋は小さな橋なんですけれど、木場公園に入っていこうとする人間が通る橋なんです。そこに水道管っていうの、水管橋っていうの、これがあるんですよ。その水管橋があるのはいいんだけど、その水管橋が何て言うんですか、コンクリートで設置されていて、この基礎の所が、めちゃくちゃに壊れているんですよ。こういうふうに、もうこれが2006年の7年前なんですけど、9日に日に、主人に撮って来てって頼んで、見に行ったら、ますます悪くなっているんですよ。地震があった場合、この水道管が破裂するんじゃないかという、これは絶対壊れると思うんですよ。あの、明らかに中の鉄筋がぼろぼろに出ています。こういう形で、ここまで出ちゃってますんで、今までいろんなとこ歩いてますけども、これ程ひどいものは見たことございません。こういった事はやはり、一つの地域連携の中として、都に報告して頂ければと思います。

○関係職員 わかりました。それは伝えておきますので。

○委員 先程、芝浦工大の近くの橋のお話が出たかと思うんですけど、自転車の通行が、危険な位加速して登って一気に降りるみたいなんですよ。あそこ歩車分離して、歩道が広いがゆえに、歩道の中を自転車通行帯と歩道で分離しているんですけども、一方で、ベンチは自転車通行帯の方に置いてあったりするんですよ。それで、要はですね、これから安全で便利で快適なという所に、正直デザイン上ちぐはぐだなど思ったりですとかね、

あと、自転車の速度抑制等の何か、下をガタガタさせたらいいわけじゃないから、危ないから、そもいかないとも思うんですけども、今後やっぱり、自転車のあり方等も含めてなんですけども、特に江東区は橋が多いですから、多分、そういった事結構あると思うんですよね。そういった面について、デザイン的な工夫も含めて、今取り組みの方向があれば教えて頂きたいと思います。

○関係職員 豊洲橋に関しましては、昔の橋は、あの半分しか身がなくて、片方しか歩道がなかったという橋でした。今回ああいうふうに出た姿を、私共も渡ったりしているんですけども、すごく開放感があって、自転車に乗っていると気持ちいいです。高度制限の事もありまして、あの桁高っていうのを維持しなければいけないという事で、技術的にも桁を薄くはしているんですけども、どうしても、あれ以下には落とせないという所があります。私の方で考えているのは、地元からのご意見もあるんですけども、いじわる棒とか、そういう物で速度を落とすとかっていう工夫はしているんですけど、限界があります。やっぱり、やり過ぎちゃうと今度、降りて通行しなければならぬ位のいじわる棒を付けてしまうと、今度、逆に不便になり、障害物だらけになってしまうという事で、あそこについては、私は国の検査が終わった段階で、自転車レーンを考えてもいいんじゃないかなっていう位の路線ではないかなって、私は思っています。というのは、あの辺は試験施行でもって、東京都の、青少年・治安対策本部っていうのがあるんですけども、そこででもって、試験施行2週間やったっていう、今年の冬だったと思いましたが、やったんですよ。それで、結構良かったっていう結果も出てるんで、東京都の方も晴海通りについては、車道に出すのは晴海通りは交通量も激しいので、レーンは難しいだろうと。ですから、歩道の中で分離したいなという事もあるので、そうすると、あそここの豊洲橋の道も、面として考えれば繋がるので、これは私としたら、そういう考え方もありかなと思っています。ですからあれを、マナーの問題だけで解決できれば、それでいいんでしょうけども、なかなか啓発しても限界があるので、ですから、うちの交通対策課も、努力はしていますが、私としては、頭の片隅にレーンを作りたいなという構想は持っています。

○委員 そういうお話を聞いて、あの現状を、よしとしている訳じゃないというのがわかってよかったです。というのは、私はやっぱり両立してこそ、自転車の適正な可能性が広がると思うんですよね。特にあの臨海部は、ちょうどコミュニティサイクルもありますし、そういう所で、ぜひ、色んな施策で考えて頂ければと思います。

- 委員　ものすごい脱線するんですけど、私は知ってなきゃいけないことかもしれないんですけども、原動機付き自転車って速度制限が30キロじゃないですか、普通の自転車って速度制限ってあるんですけど。
- 関係職員　ないです。
- 委員　じゃあ、スポーツサイクリストが、その下り坂で気合いを入れて50キロ出したら、それはそれでOKなんですね。
- 関係職員　車両として考えられてますので、当然車と同じ、標識のメーター数を越えてはいけないっていうのはあるんですね。標識がない所については、60キロっていう話しになってしまいますよね。
- 委員　個人的には、お母さんが子供さんを乗せて3人で来ると、お母さんも速度を落とすとフラフラになっちゃうから、落としにくくてですね、意外とかなりの速度で、かなりのボリュームが来るんですよ。
- 関係職員　今おっしゃるように、ある程度スピード出てる方が安定するんでしょうね、自転車が。私どもも区報を起した啓発活動をしているんですけど、なかなか非常に難しい、非常に困っております。
- 班長　ありがとうございます。他にありますか。
- 委員　よろしいですか、道路っていうのは、私、人間の体でいえば血管だと思ってるんです。とても大事で、とてもお金のかかるものだと思います。それで、ちょっとここで教えて頂きたいんですけども、緊急輸送道路という言葉ありますよね。災害の時に。そういった形の道路っていうのは、どういった事になっているんでしょうか。整備されているんですか。
- 関係職員　緊急輸送道路というのは、地震が起こったり、災害を被った時に、その道路を何らかのものが塞いでしまう。家が倒れたり、電柱でもいいんですけども倒れた時に、それを、優先的に通れるように除去しなさいっていう道路なんです。ですから、整備されているものなんです。それを、整備されている状態に、災害時には、優先的に戻しなさいという道路を言います。
- 委員　どの道路でもっていう事ではないのですか。
- 関係職員　ではないです。
- 委員　例えば。
- 関係職員　今国道は全部そうですね。都道も部分的にはそうなんですけども、ほとん

ど都道もそうですね。

- 関係職員 江東区内でいうと、東西方向です。
- 関係職員 赤く塗られている所、江東区の道路がほとんど網の目なんで、碁盤の目みたいな、良く出来た道路です。この赤く塗ってある所が、緊急輸送道路といわれるものです。それプラス、これはうちの防災課が出している物なので、緊急輸送道路とは別に、障害物除去路線として、江東区で区道について指定しているのも、この中には入っています。
- 委員 ざっくり、総延長どれ位になるんですか。
- 関係職員 総延長はちょっと、区道部分は分かるんですけど、
- 関係職員 区道部分は約4.6 kmですよ。調べてはきたんですけども。委員が心配されていた、道路がちゃんとしているのかという事と、緊急輸送道路のうち、特に特定緊急といいまして、東西も含めて南北もなんですけども、まさにそういった、特定の大事なものについては、周辺のマンションとかビルが倒れてこないように、耐震診断しっかりしなさいねっていう事は、東京都の制度として今あります。
- 委員 ナマズの看板がある道路じゃないですか。違いますか。
- 関係職員 あれは国土交通省のマークです。
- 関係職員 よろしいですか。江東区内では、国道が約10 km。都道につきましては約5.5 km。都道というのは、港湾局道路はちょっとは含まれていませんので。あと区ですね、区の方が4.6 km、4.6 kmなんですけど、これは道路課では4.6プラス1.0と考えています。その1.0というのは何かといいますと、避難所がありますよね、避難所に行くまでの道、それがあたってないんですよこの防災計画の中では。ですから、道路課としましてはその1.0 kmを入れています。
- 委員 趣旨からすると入れなきゃだめだね。
- 委員 伺ってしまってから申し上げにくいんですけども、私が確認したかったの実は、そのうちの区道部分でした。要は、質問の趣旨は、そこの部分を、当面、無電柱化の対象として考えていくよという事は、要は、計画当初1.6、6 kmだった目標を、4.6ないし、5.6 kmに引き上げます、というふうに理解しちゃっていいって事ですか。
- 関係職員 これは、今の長計の目標として、1.6 kmというのは掲げてございますけれども、これが、27年位までに全部終わるんですね。今豊洲の新しく出来る病院前ですとか、来年は亀戸の三丁目ですとか、27年度からは、東砂の仙台堀川公園の所とか、そういう計画は、この長計上はございます。次の長計にはその4.6 kmのうち、じゃあ、特に大規模

第3回（1班ヒアリング②）

な避難場所になるような所を、10カ所選んで何kmっていうふうな形で、載せるかなっていう考えでおります。さっきのやつで、特に大事な輸送道路は、周りのマンションが倒れること無いように、都が耐震診断出すから、自身がやれっていうような制度があるんですけども、それは多分、今度の月曜日に建築調整課の方で説明があるかと思います。

○委員 それからですね、都の方で橋梁の管理に関する中期計画っていうのが、平成21年の3月に策定されていて、将来に残すべき著名な橋っていうのが、212あるっていうんですよね。それだけど、江東区ってすごく綺麗な橋多いじゃないですか。

○関係職員 江東区は江東区でまた保存橋梁決めております。昔から、いいとか思われる橋とかそういう物は、残していきましょうよという事で、保存強度とか決めています。

○委員 橋の景観って、ここに来る魅力だったんです。

きれいですよ橋が。とっても美しいですよ。

○関係職員 一応ですね、保存橋梁としては16橋を保存していきたいと。今の形態として維持していきたいという形で、もしもこれ、万が一耐震化の話で架け替えなければいけないとしても、同じような形で造り直していきたいなど、というような趣旨でございます。

○委員 清洲橋なんか美しいですもんね。

○関係職員 ですね。ですからそういった物について、はやっぱり残していきたい。

○委員 あのまんまでね。お願いいたします。

○関係職員 放置自転車対策について、撤去をする財政負担を踏まえ、撤去するのに適正な手数料について検討するという事で、その検討結果が、平成25年度以降、手数料が3千円から4千円に改定したと、その中身というか、こうすることによってどのように変化があったか教えて頂きたい。

○関係職員 毎年、2万台位を撤去しております。そのうちの、だいたい50%弱位が引き取りに見えます。昨年度は1台あたり3千円頂いてたという事ですので3千万。今年度から4千円頂くと。データの的にはですね、4月のデータしかないんですけども、4月の時点では、昨年の、一昨年の4月と同じ引取り率でしたので、金額の多寡による差は、4月だけですけどもなかったかなと。2万台と言ってもですね、実際に放置した人と、捨てちゃう人というんですね。

○関係職員 捨てる場合の処理料金が16インチ未満が300円で、大人の自転車は600円取られるんですよね。

○委員 捨てられるのはやっぱり、きたないぼろ自転車なのですか。

- 関係職員　パンクしてるやつ、そういうのは多いですよ。そういうのが増えると、これは当然取りに来ない、確信犯的ですので取りに来ない。そういうのは多くないんですけども、やっぱり、一定数いますので、そういうのが増えますと引取り率は悪くなるという事です。ただ、いつもだいたい50%ぐらいです。
- 委員　放置自転車と違法駐車みたいなのは違うと思うんですよ。とらえ方は。放置自転車は捨てていると。色んな所に何時間も放置しているのは、放置じゃないと思ってんですよ。取りに来るって言って、放置した人が取りに来ないんであれば、捨てればいいじゃないですか。処理するか、逆に修理して東南アジア辺りに送るといいと思います。あんまりにも放置自転車に対して、私は行政がやさしいと、逆に言うと手ぬるいというふうに私は考えております。
- 関係職員　国の決めたいわゆる自転車法っていうのがございまして、その法律ではですね、放置というのは自転車から離れば放置だと、自転車のすぐそばにいない限り放置ですよと、それは許されませんよというふうに規定されています。そういう自転車法では、駐車違反とかそういうんでなくてですね、おいていけない場所から本人がいなくなればそれは放置ですよと言っています。基本的に自転車も軽車両でございまして、その辺も刑法的な意味で、道路交通法違反になってしまうんですね。例えばですね、私共は、放置禁止区域っていうのはですね、江東区の主要な駅の周辺に条例で決めまして、それは即日撤去しますよってなっています。即日撤去って言うてもですね、ちょっとタバコを買うとかですね、コンビニで水を買うとか、5分やそこらで、かえってそれをすぐ撤去しちゃうとですね、感情的に面白くない方も多いと思いますので、そういう事はしてませんで、やっぱり、最低でも1時間くらいおいてですね、それで、即日撤去しているという事をやってございます。禁止区域以外の場所はですね、中3日おいてですね、そのままである自転車は撤去する事にしております。自転車の今までの使われ方ですね、経過を見ると手軽な乗り物だという事で、ちょこっと置いて、ちょこっと買い物をして、そういう人がある程度いらっしやるので、ある程度の時間をおいています。ただ、普通通勤で使ってるっていう人は、朝、例えば8時から夜の7時とか、そういう時間になりますので、そういう人は当然1時間以上放置してますから、その日にそれは当然撤去しています。
- 委員　ちょっとニュアンスが違うと思うんですけど、どちらにしても、マナーが悪いし、横断歩道の自転車専用道路っていうのは、あれは活用されてませんしね、ああいう専用道路作ってあるんですから、それこそ徹底した指導をするべきだと思います。

- 委員 よろしいですか、バスの路線っていう物がここは重要な区だと思ってるんですね。どこ行くんでもバス乗って行くような所がありまして、南部地域における交通不便っていうものを解消するという事で、コミュニティバスを運行していただいています、コミュニティバスを増やすという事は、お考えでしょうか。
- 関係職員 端的に申し上げますと、計画ございません。今走っているしおかぜというバスは、木場も通りますけども、潮見、辰巳を中心とした交通不便地域のいわゆる交通弱者といわれる、自転車にも乗れないと、もちろん車も持ってない、というような交通弱者を救うために走らせているもので、ですから通勤時間帯に走ってないとかですね、お叱りを受けるんですけども、そうではなくて、病院に行きたいですとか、ちょっと買い物に出たいとかですね、そういう方々をターゲットとしていますので、今より増やすとか、路線を増やすですとか、台数を増やすという事は、今のところ考えてございません。
- 委員 ここで言うのが、相応しいかどうかわからないんですけども、私は江東区は大好きな訳なんですよ。要するに、墨田区に負けてるのが嫌なんですけれど、墨田って、バス走ってんですよ、コミュニティバスね。あと台東区に負けるの嫌なんです。だから、なんかああいうバス、門仲とかあの辺あたり走らせてもいいかなと思いますが、どうなんでしょうか。
- 関係職員 観光側面で考えればシャトルバスがあります。
- 委員 こうなってきましたと、起きたきり老人が増えてきてしまっても困るので、とにかくどんどん歩かせて、どんどん動かさせてっていう、一つの高齢化への、何て言うのかな、支援のためにもどうでしょうか。
- 関係職員 だいたいご高齢の方は、シルバーパスを持っていますよね。それで、バスでどこまで行けるかみたいな感じの、ツアーみたいなものもやってらっしゃるっていうのも聞いております。ですから、すごく狭いエリアでの観光目的のシャトルバスっていうのは、まあまあ、考えられるとは思いますが、交通網として、コミュニティバスを整備するという事は、今の所考えてないですね。
- 委員 グランチャ東雲なんかは、バスがなきゃ行かないって人いますよ。そういった意味で、どうか高齢化社会に対して、ちょっとどっか頭に置いといてください。
- 委員 予算の方で、3103の公共交通網の充実の中でですね、地下鉄8・11号線建設促進事業が、かなり予算的に増えているのですが、ちょっと内容が見えないので、教えて頂きたいと思います。55ページの3103の、24年度が871万で、平成25年度

が3074万、かなり増えているのはどういった理由ですか。

○関係職員 去年、学者の先生も3人入れて、検討会みたいなものを行いました。その中でも、若干の調査委託はしたんですけども、その中で、整備効果は大きんですけども、採算性みたいなものもうまくいくねっていう話しが出てきた中で、今後利用者の利便をどうだけ図っていけばいいんだとかいう事とですね、工事費、実際に今度作った時に、微妙な所に駅を作っちゃうと、そこでもっとお金がかかっちゃうよみたいなのがありまして、そういった、工事費を精査するっていう部分の調査と、利用者利便等をどうしていくんだっていう部分の調査2本を今年25年度に計画して、調査委託をだそうという事で、この3千万円を組ませていただきまして、今もう、すでに発注はしてございます。調査委託のお金とっていただければと思います。

○委員 それじゃあ、あの、単純に知りたいんですけども、シートの左側の影響変化の、5年前から現在までの欄の一番下に、東京都の条例が7月施行とありますが、これの主な内容はどんな条例なんでしょうか。

○関係職員 7月1日施行で、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例というんですが、僕も肝は何よって聞いた時に、これ大体が努力義務なんです。大人もヘルメットをかぶりましょうみたいな、ほとんどかぶってる人見ないですよ。今小っちゃい子には結構、お父さんお母さん被せてますけど。まあ、肝としてはですね、事業主に対して、従業員の自転車駐車場っていうか、自転車利用の確認義務、これが義務なんですけど、これがなされたという事です。それから、僕らの業界紙に載ってたんですけど、都庁は各局の職員で、例えば、都庁まで乗ってこなくても、高島平から地下鉄の駅まで自転車で行くという場合も、それ何処停めてんの、とそういった確認が義務化されました。それが一番の肝だというふうに思っています。

○関係職員 あとは、親が子供にですね、自転車の乗り方とか、そういうのを教えなさいとか、マナーを教えなさいとか、それはもう常識的な事ですね。あと、整備した自転車に乗らなきゃいけないとか、そういう指針も出てますんで、本当は保険に加入しなさいとかですね。あとは、自転車で宅配とかやってる事もありますんで、そういう業者は届出しなさいっていう、そういう事を言っています。やはり今、申したんですけども、努力義務が多くて罰則がない状態です。

○関係職員 さっきの義務にしても、確認義務を課したにせよ罰則がないです。

○委員 自転車事故でも死ぬんですけどね。怖いんですけどね。

○関係職員 さっき区報でも、何千万円の賠償もあったんですよって、ちょっとショッキングだとは思いますが、そういう啓発をしていかないと思っています。

啓発の関係とかですね、今小学校3年生には、自転車の免許証の発行をやってまして、あと、中学生には、スタントマンを利用して、ぶつかったら、どういうふうに吹っ飛ばんだっていうのを、各中学校の校庭でやらしてるんです。だから、そこら辺の子たちが、大きくなってくるときにはいいのかなと思うんですけれども、今の大人には、なかなかこういった啓発しかないもんですから。

○委員 自転車で思い出したんですけれども、指標113で、これは、非常に前倒しで改善が進んでいるのですが、そのこと自体、非常によろしいと思うんですけれども、もう十分達成した中で、目標を新たに、より高いレベルに設定し直す等、そこら辺のお考えはありますかね。ずいぶん前倒しで達成した、そこは非常にいい事だと思うんですけれども。

○関係職員 これは区内、各市町村も取り組んできており、自転車駐車場も増えてきたので、どんどん撤去しても、駐車場に変な話、追い込めるんですね。そういう事で放置も減ってきたと思われま。ちょっと話しましたけれども、豊洲は、地下の駐車場2,000台規模、もうちょっとお時間かかりますけれども、作ろうと思ってますし、そういう意味では、どんどん減ってきている。今の長計が終わった時には、もっと兜の緒を締め直して、より高い目標をという事になると思います。昔は豊洲もそうなんですけど、亀戸なんかは、3,000台位放置があったりしてたんです。東京都がワースト10を出すんですよ。どこの駅が1番ひどいか。今は赤羽なんですけど、赤羽も今1,000台でワースト1になっちゃいます。昔1,000台では10位にも入らない位なんですけど、各駅ともみんな努力して、放置をなくすためにはやはり、停めとく所を作らない事には放置はなくなない、撤去だけだと、いちごっこになってしまい、駅前の禁止区域の外に停めちゃいます。禁止区域をどんどん広げていくっていうのも、いちごっこになってしまいますんで、やはり近くに便利な駐車場を作ってあげるっていう事も行政の責任だと思います。

○委員 指標値全般に非常に順調ですし、超過達成している指標も複数ある訳なんですけれども、しいて言うとなら、駐車可能台数、自転車駐車場の駐車可能台数は、まだ目標に達していません。単純にこのペースを延長すると、ぎりぎり届かない感じのペースではあるんですよ、この辺はあと2年間くらいで大丈夫でしょうか。

○関係職員 そうですね、27年の4月に、2,000台の豊洲地下駐が載るんでぎりぎり間に合わない。

- 委員 それに関しては、そういう所で線を引いて、良かったダメだったと話をするものではないので、そういう見通しが経ってるのであれば、いいんじゃないかな。
- 関係職員 国道が、一般道路が立体交差化してるんですよ。それで、その下が空き空間になって、それをうまく利用させてくれないかと、いう話しはしております。
- 関係職員 特に一番南側に走ってる357なんですけど。
- 関係職員 この357の一般道を上にあげたという事で、今年度中に終わります。もう形はできてますけど、あと、表面の舗装をやってしまえばという段階ですけども、ここに作ると、新木場の駅前を357ですから、通る訳なんですけども、ここは新木場の駅裏になるんですけども、かなり乗降客が多くなってきて、新木場を利用される自転車、あるいは、バイクが多くなってきたと。昨日も、新木場の組合とお話しする機会ちょっとあって、出席してきたんですけども、その中で、要望として組合さんからは、是非とも自転車置き場なり、バイク置き場の調整をお願いしたいという事で、まあ、そのお話357のお話はしなかったんですけども、国に接触していますという話をさせて頂いております。それだと、2年以内には何とかなるかなと。
- 委員 きれいになるといいよね。あの新木場駅の周辺ね。夢の島から新木場の方にちょっと散歩するでしょ。そうすると、何か汚らしいんですよ。
- 関係職員 暗いんですよ。
- 委員 そうそう、暗い。
- 関係職員 樹木も異常に繁茂して、あれをどうにか、きれいに刈って明るくすれば、もっと良くなってくると思うんですよ。暗いんですよ。今は、下をばんばんばんばん車が通ってますけども、あれが上に上りますんで、環境としてはちょっと変わってくるという事なんで、これからがちょっと見物かなと思うんですけども。
- 委員 楽しみにしています。
- 班長 他にありますか。よろしいですか。お時間もちょうど、そろそろという事ですので、閉めさせていただいて、振り返りをさせて頂きます。まず、新木場の液状化、東日本での影響の液状化の問題に対する対策というか整備の状況についての質問がありまして、基本的に、24、25の2ヵ年で完了させるという方向性で、大丈夫だというご回答をいただいております。それから、茂森橋の近くの水道橋の状態がよろしくないという事で、これは都の管轄なので、都と連携を取ってという、ご意見というか、お願いがありまして、そのようにというご回答をいただきました。豊洲橋における自転車利用の環境に関して、

第3回（1班ヒアリング②）

ベンチが自転車通行帯に置かれてる、とかってというような設計上の問題ですとか、あるいは、利用者のマナーというか速度に対する、何て言うんですかね、もうちょっと自粛してほしいというような、そういうご指摘があって、基本的には、啓発をやっているけども、解決策としてイメージしているのは、自転車専用レーンの設置などを将来的には考えている、これは要するに、車道に設置するというご回答をいただいております。それから無電柱化の問題に関して、無電柱化の対象、超長期的には、46プラス10という延長がその対象になると、ただ、次期長計の目標値として、掲げ直すのはその一部になるだろうというご説明でした。それから、橋の景観面の価値を考えて、東京都で橋を残すという事業をやっていることに関して、この江東区でも、保存橋梁の指定をしますよと、お話がありまして、良い取組なので、続けてくださいという話、やり取りがありました。それから、違法駐輪の撤去費用を上げて、どういう状況になったかという質問に対して、引取り率は変わっていません、というご回答をいただいているという事です。付帯的な説明として、それ以上、逆に言うと、意図的に捨てている人もいるんで、それ以上、引取り率が上がる事も無いだろうというご回答でした。あと、東京都の条例の中身について、質問させていただきました、解説をいただきました。基本的に努力義務ですけども、適正利用に関して、一般的に言われている事項というのは、まんべんなく挙げられているという事だったと思います。あと、コミュニティバスについて、増やす計画はあるのかというご質問だったんですけども、基本的にはないという事でした。113、放置自転車の目標自体は、もう達成してしまっているんで、これの目標の見直しはという事に関しては、より高い目標、厳しい目標に見直す事になるでしょう、というご回答だったと思います。以上でよろしかったですか。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。今日頂いたお話で、評価シートの方を作成させていただきます。どうもありがとうございました。